

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	事前協議
根拠法令及び条項	<p>新座市景観条例第8条</p> <p>法第16条第1項又は第2項の規定による届出（一戸建ての住宅に係るものを除く。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該届出に係る行為の計画について市長と協議しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第16条第2項の規定による届出をしようとする場合において、当該届出に係る行為の計画が規則で定める基準に適合することが明らかであるときは、前項に規定する協議を省略することができる。</p>
所管部課係名	まちづくり未来部都市計画課都市計画係
<p>審</p> <p>査</p> <p>基</p> <p>準</p>	<p>新座市景観条例施行規則第3条</p> <p>条例第8条第1項の規定による協議の申請は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出をしようとする日又は当該届出の対象となる行為その他これに関連する行為に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請をしようとする日のいずれか早い日の15日前までに、新座市景観計画区域内における行為の事前協議申請書により行うものとする。</p> <p>2 条例第8条第2項に規定する規則で定める基準は、景観計画に係る景観形成基準及び色彩基準とする。</p> <p>3 市長は、条例第8条第1項の規定による協議が終了したときは、新座市景観計画区域内における行為の事前協議終了通知書により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>景観法及び新座市景観条例に関する取扱要領第2条</p> <p>新座市景観条例施行規則（平成22年新座市規則第29号。以下「規則」という。）第3条第1項に規定する新座市景観計画区域内における行為の事前協議申請書（以下「事前協議申請書」という。）は、正副2部を提出させるものとする。</p> <p>2 事前協議申請書には、次に掲げる図書を添付させるものとする。</p> <p>(1) 位置図（建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの）</p> <p>(2) 現況写真（当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真）</p> <p>(3) 配置図（当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの）</p> <p>(4) 立面図のうち次に掲げる基準に適合する図書</p> <p>ア すべての立面を表示した4面以上の立面図（都市整備部長が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図）であること。</p> <p>イ 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築</p>

		<p>物又は工作物に施す色彩と同様の色彩が施され、かつ、その色彩のマンセル値（日本工業規格Z8721に定める色の三属性（色相、明度及び彩度をいう。）を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。）が表示されていること。</p> <p>ウ 縮尺100分の1以上のものであること。</p> <p>(5) その他参考となるべき事項を記載した図書</p> <p>(6) 委任状（代理人が協議等を行う場合に限る。）</p> <p>景観法及び新座市景観条例に関する取扱要領第3条 規則第3条第1項の規定による事前協議申請書の提出があったときは、その内容が新座市景観計画に規定する景観形成基準及び色彩基準（以下「基準等」という。）に適合しているかどうかを審査し、その結果について新座市景観計画区域内における行為の事前協議終了通知書により申請者に通知するものとする。この場合において基準等に適合しないと認めるときは、設計の変更その他の必要な措置をとるよう意見を付すものとする。</p> <p>2 新座市景観計画に規定する景観形成基準に係る審査は、景観形成基準配慮事項説明書により行うものとする。</p>
	<p>基準 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>新座市景観計画に規定する景観形成基準及び色彩基準</p>
	<p>参考事項</p>	
	<p>設定等年月日</p>	<p>平成22年10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>標準処理期間 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>設定を検討中。</p>
	<p>設定等年月日</p>	<p>平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>